

令和6年9月 (中間報告)

概要

- 1 本中間報告の位置づけ・・・スライド2
- 2 作業進捗状況・・・・・・・・・・スライド3
- 3 今後の予定・・・・・・・・・・スライド4

1 本中間報告の位置づけ

□ 令和5年10月に第3回有識者会合（中間報告）実施

→当面の間、裁判所ウェブサイトに掲載されている平成28年3月までの全ての大法廷判決・決定について優先して調査する予定。第3回有識者会合から1年後（令和6年9月）を目途に中間報告を行う予定となっている。

□ 本中間報告は、上記調査の進捗状況を報告し、併せて、一部についての試行的分析結果についても報告するもの。

※現状も鋭意進めている相違の照合作業を優先し、詳細な検証は、同作業終了目安の令和7年に委ねることとする。

2 作業進捗状況

□ 照合作業は計画通り進捗

= 約9割（726 / 787件）の照合作業終了 ※サンプル調査済みのもの除く。

内訳：民事196 / 221件、刑事530 / 566件 照合済み

□ 照合作業を優先しており、詳細な分析は照合終了後に実施予定。

なお、現時点までに認識した相違のうち約半数につき暫定的に分析した結果、判決の意味内容が大きく変わるような相違はないものと認識

- ・ 明らかな誤字脱字、句読点の相違等が大多数
- ・ 一部該当箇所のみをみれば意味内容が変わり得る相違についても、文脈から全体の意味内容は推知可能

□ ウェブサイト掲載判決の修正作業

令和6年3月28日、同日までに把握している相違について、各裁判例のページの末尾（全文PDFが掲載されている箇所）に相違箇所を記載したファイル（別添PDF）を掲載済み

3 今後の予定

□ 令和7年中 最終報告（予定）

- ・ 大法院判決・決定に係る調査結果を分析し、結果を報告する予定。
- ・ 認識した相違については、順次ウェブサイト相違箇所を記載したファイルを掲載する予定